

群馬県立女子大学研究推進・倫理委員会規程

(設置)

第1条 群馬県立女子大学に研究推進・倫理委員会（以下、「委員会」という。）を置く。

(組織)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

(1) 附属図書館長

(2) 学部長

(3) 研究科長

(4) 事務局次長

(5) その他委員長が必要と認める場合には、学内外の有識者から若干名

2 委員の任期は、その職の期間とする。

(委員長)

第3条 委員会に委員長を置き、附属図書館長をもって充てる。

2 委員長は委員会を招集し、その会議の議長となる。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議の定足数)

第4条 委員会は、委員の3分の2以上の出席により開催する。

(審議事項)

第5条 委員会は、次に掲げる事項について、審議する。

(1) 本学の研究推進に関すること。

(2) 本学の研究活動及び研究成果の情報発信並びに諸施策に係る企画及び立案に関すること。

(3) 科学研究費助成事業等外部の競争的研究資金の導入支援に関すること。

(4) 「人を対象とする研究」に関する研究計画の審査（以下、「研究計画審査」という。）に関すること。なお、研究計画審査に必要な事項は、別に定める。

(5) 「人を対象とする研究」に関する規程等の制定・改正に関すること。

(6) その他、「人を対象とする研究」に関すること。

(7) その他、研究に関する事項に関すること。

(事務)

第6条 委員会の事務は、総務企画係で処理する。

(改廃)

第7条 この規定の改廃は、委員会に諮り、教育研究審議会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。